

改正後	現 行
<p>第七 重度障害者等包括支援</p>	<p>分の1から9人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）までの範囲内とすること。</p> <p>③ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43㎡以上であること。</p> <p>④ 指定短期入所事業所、障害児入所施設その他の関係施設から、指定小規模多機能型居宅介護事業所等が障害者及び障害児の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>(2) 準用（第125条の3） 第120条第2項から第6項までの規定は、基準該当短期入所の事業について準用する。</p> <p>第七 重度障害者等包括支援</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) 従業者の員数（基準第127条）</p> <p>① サービス提供責任者 基準第127条第2項及び第3項は、指定重度障害者等包括支援事業者は、複数の障害福祉サービスを必要とする重度の利用者の多様なニーズに対して、臨機応変に対応することが求められ、適切な重度障害者等包括支援計画の作成や総合的なサービス調整が必要であること</p>

改正後	現行
	<p>から、指定重度障害者等包括支援事業者ごとに、次のいずれの要件にも該当するサービス提供責任者を1人以上置かなければならないこととしたものである。</p> <p>ア 相談支援専門員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）第3条第2項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条並びに児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条に規定する相談支援専門員をいう。）であること。</p> <p>イ 重度障害者等包括支援利用対象者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表介護給付費等単位数表第8の重度障害者等包括支援サービス費の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者をいう。以下同じ。）に対する入浴、排せつ、食事等の介護その他これに準ずる業務に3年以上従事した経験を有する者であること。</p> <p>なお、その際の必要な実務経験については、業務の範囲通知のうち重度障害者等包括支援利用対象者に関するもの又はこれと同等であると都道府県知事が認める業務とし、併せて、従事した期間は、業務の範囲通知に基づき、3年に換算して認定するものと</p>

改正後	現行
<p>3 運営に関する基準</p>	<p>する。</p> <p>② 管理者との兼務 配置されるサービス提供責任者のうち、1人以上は常勤でなければならない。なお、管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えないものであること。また、指定重度障害者等包括支援事業所が、指定計画相談を行う場合において、指定計画相談に従事する相談支援専門員が、サービス提供責任者を兼務することなども差し支えないものであること。</p> <p>(2) 準用（基準第128条） 基準第6条については、指定重度障害者等包括支援の事業に準用されるものであることから、第三の1の(3)を参照されたい。</p> <p>2 設備に関する基準（基準第129条） 基準第8条第1項については、指定重度障害者等包括支援の事業に準用されるものであることから、第三の2の(1)から(4)までを参照されたい。</p> <p>3 運営に関する基準 (1) 実施主体（基準第130条） 指定重度障害者等包括支援として提供される障害福祉サービスの内容及び当該サービスの質等については、指定重度障害者等包括支援事業者が責任を負う仕組みとしている。このため、当該指定重度障害者等包括支援事業者に求められる資質を確保する観点から、当該指定重</p>

改正後	現行
	<p>度障害者等包括支援事業者は、指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業者を除く。）又は指定障害者支援施設であることを、指定の要件としたものである。</p> <p>(2) 事業所の体制（基準第131条）</p> <p>① 基準第131条第1項は、指定重度障害者等包括支援事業所においては、重度の利用者が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その時々での支援の度合等に応じて必要となる複数の障害福祉サービスを臨機応変に組み合わせる提供が必要であり、緊急時等における利用者のニーズを即座に反映することが可能となるような体制を確保しなければならないこととしたものである。</p> <p>② 同条第2項は、重度障害者等包括支援事業所が、複数の障害福祉サービスを組み合わせる提供することにかんがみ、自ら又は第三者に委託することにより、最低2以上の障害福祉サービスを提供できる体制を確保しなければならないこととしたものである。</p> <p>③ 同条第3項は、指定重度障害者等包括支援事業所の利用者に病状の急変が生じた場合等において、適切かつ速やかに対応するため、当該指定重度障害者等包括支援事業所の利用者の状況等に応じて、適当と認められる医療機関（当該指定重度障害者等包括支援事業所が事業の主たる対象とする利用者に関する専門医を有する医療機関、利用者の主治医、その他必要と考えられる医療機関）との協力体制を確保することを規定したものである。なお、これらの医療機</p>

改正後	現行
	<p>関は、当該指定重度障害者等包括支援事業所から近距離にあることが望ましい。</p> <p>(3) 障害福祉サービスの提供に係る基準（基準第 132 条）</p> <p>指定重度障害者等包括支援事業者が、指定重度障害者等包括支援として提供されるサービスの内容、当該サービスの質等について責任を負う仕組みであることから、必ずしも指定重度障害者等包括支援事業所によりサービスが提供される必要はないが、提供される障害福祉サービスに応じて、それぞれ次の要件を満たすこととしたものである。</p> <p>① 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援及び自立生活援助については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 174 号）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 177 号）の規定を満たしていること。</p> <p>② 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護については、同居家族によるサービス提供ではないこと。なお、これらの障害福祉サービスの提供をする者については、重度障害者等包括支援計画に定められた支援を適切に遂行する能力を有すると認められる者であれば足り、研修修了等の資格要件は問わないものであること。</p> <p>③ 短期入所及び共同生活援助（外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。）については、基準の規定を満たしていること。</p>

改正後	現行
<p>(4) 指定重度障害者等包括支援の取扱方針（基準第 133 条）</p> <p>① <u>基準第 133 条第 2 項については、指定療養介護と同旨であるため、第 4 の 3 の (6) の ① を参照されたい。</u></p> <p>② <u>同条第 3 項について、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保については、指定居宅介護と同旨であるため、第 3 の 3 の (15) の ② を参照されたい。</u></p> <p>③ <u>同条第 4 項は、指定重度障害者等包括支援事業者自らが、指定重度障害者等包括支援として提供する障害福祉サービスに係る利用者や家族の満足度等について常に評価・点検をすることにより、サービスの改善及び質の向上を図らなければならないとしたものである。</u></p> <p>(5) 重度障害者等包括支援計画の作成（基準第 134 条）</p> <p>① 基本方針</p> <p>重度障害者等包括支援計画は、サービス等利用計画に位置づけられた障害福祉サービスにおいて行う具体的なサービスの内容等（居宅介護における居宅介護計画や生活介護における個別支援計画等をいう。以下②において同じ。）に加え、利用者の状態等により発生するニーズに応じて柔軟に支援ができるような体制の確保や、急な支援内容の変更に伴う具体的な調整方法、緊急時における対応方法等を記載した書面である。</p> <p><u>重度障害者等包括支援計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、重度障害者等包括支援の提供によって解決すべき課題を明らかにすること（アセスメント）が重要である。アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合に</u></p>	<p>(4) 指定重度障害者等包括支援の取扱方針（基準第 133 条）</p> <p><u>基準 133 条第 3 項</u>は、指定重度障害者等包括支援事業者自らが、指定重度障害者等包括支援として提供する障害福祉サービスに係る利用者や家族の満足度等について常に評価・点検をすることにより、サービスの改善及び質の向上を図らなければならないとしたものである。</p> <p>(5) 重度障害者等包括支援計画の作成（基準第 134 条）</p> <p>① 基本方針</p> <p>重度障害者等包括支援計画は、サービス等利用計画に位置づけられた障害福祉サービスにおいて行う具体的なサービスの内容等（居宅介護における居宅介護計画や生活介護における個別支援計画等をいう。以下②において同じ。）に加え、利用者の状態等により発生するニーズに応じて柔軟に支援ができるような体制の確保や、急な支援内容の変更に伴う具体的な調整方法、緊急時における対応方法等を記載した書面である。</p>

改正後	現行
<p><u>は、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。</u></p> <p>なお、利用者のサービス等利用計画を作成した相談支援専門員が、当該利用者の重度障害者等包括支援計画を作成することは適当でない点に留意すること。</p> <p>② 作成の手順</p> <p>サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援の支給決定を受けた障害者が利用を開始する時点において、速やかに、当該障害者のサービス等利用計画に位置付けられた障害福祉サービスの各担当者（以下「担当者」という。）と調整し、①の内容をとりまとめし、その内容について利用者及びその家族等に説明を行い、遅滞なく<u>利用者及びその家族等並びに利用者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う相談支援事業者に</u>交付すること。</p> <p><u>また、サービス提供責任者は、サービス等利用計画を踏まえた重度障害者等包括支援計画の作成等を可能とするため、当該相談支援事業者が実施するサービス担当者会議に参加し、利用者に係る必要な情報を共有する等により相互連携を図ること。</u></p> <p>③ 解決すべき課題の適切な把握</p> <p>指定重度障害者等包括支援においては、障害福祉サービスを組み合わせることにより、利用者の解決すべき課題に即した適切なサービスを利用者に提供し続けることが重要である。このため、サービス提供責任者は、利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であり、重度障害者等包括支援計画の作成後においても、利用者、その家族、サービス等利用計画を作成した指定計画相談事業所及び当該指定</p>	<p>なお、利用者のサービス等利用計画を作成した相談支援専門員が、当該利用者の重度障害者等包括支援計画を作成することは適当でない点に留意すること。</p> <p>② 作成の手順</p> <p>サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援の支給決定を受けた障害者が利用を開始する時点において、速やかに、当該障害者のサービス等利用計画に位置付けられた障害福祉サービスの各担当者（以下「担当者」という。）と調整し、①の内容をとりまとめし、その内容について利用者及びその家族等に説明を行い、遅滞なく交付すること。</p> <p>③ 解決すべき課題の適切な把握</p> <p>指定重度障害者等包括支援においては、障害福祉サービスを組み合わせることにより、利用者の解決すべき課題に即した適切なサービスを利用者に提供し続けることが重要である。このため、サービス提供責任者は、利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であり、重度障害者等包括支援計画の作成後においても、利用者、その家族、サービス等利用計画を作成した指定計画相談事業所及び当該指定</p>

改正後	現行
<p>重度障害者等包括支援として障害福祉サービスを行う者との連絡を緊密に行うことにより、サービスの提供状況や利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更の勧奨や、重度障害者等包括支援計画の見直しを行うものとする。<u>その際、モニタリング結果を相互に交付すること、サービス担当者会議及び個別支援会議を合同で開催又は相互の会議に出席する等の方法により連携強化を図るものとする。</u></p> <p>(6) 運営規程（基準第 135 条）</p>	<p>重度障害者等包括支援として障害福祉サービスを行う者との連絡を緊密に行うことにより、サービスの提供状況や利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更の勧奨や、重度障害者等包括支援計画の見直しを行うものとする。</p> <p>(6) 運営規程（基準第 135 条）</p> <p>指定重度障害者等包括支援の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な障害福祉サービスの提供を確保するため、基準第 135 条第 1 号から第 9 号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定重度障害者等包括支援事業所ごとに義務付けたものであるが、特に次の点に留意するものとする。</p> <p>① 指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数（第 3 号）</p> <p>指定重度障害者等包括支援事業所におけるサービス提供責任者の配置状況及び事業所の体制等を勘案し、あらかじめ指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数を定めておく必要があること。</p> <p>② 指定重度障害者等包括支援の内容（第 4 号）</p> <p>「指定重度障害者等包括支援の内容」とは、当該指定重度障害者等包括支援事業所が、自ら又は第三者に委託することにより指定重度障害者等包括支援として提供可能な障害福祉サービスの内容を指すものであること。</p> <p>③ 事業の主たる対象とする利用者（第 7 号）</p>

改正後	現 行
<p>④ その他運営に関する重要事項（第9号） <u>指定重度障害者等包括支援事業所が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられている場合は、その旨を明記すること。</u></p> <p>（7）準用（基準第136条） 基準第9条から第21条まで、第23条、第28条、第29条、<u>第30条第4項</u>、第33条（第1項及び第2項を除く。）から第42条まで及び第66条の規定は、重度障害者等包括支援に準用されるものであることから、</p>	<p>指定重度障害者等包括支援の対象者は、Ⅰ類型からⅢ類型に分類される（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年10月31日付け障発第1031001号当職通知）第二の2の（8）の①参照。）が、これらの類型ごとに対象者像は大きく異なり、サービス利用計画を作成する上で、サービス提供責任者に求められる専門性が異なる場合も想定されるため、サービス提供責任者の適性或配置状況等によっては、専門性を確保する観点から、事業の主たる対象を、これらの類型のうち一部に特定して事業を実施することも差し支えないこと。</p> <p>④ その他運営に関する重要事項（第9号） <u>障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成29年7月7日付け障発第0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の2の（1）で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記すること。</u></p> <p>（7）準用（基準第136条） 基準第9条から第21条まで、第23条、第28条、第29条、第33条（第1項及び第2項を除く。）から第42条まで及び第66条の規定は、重度障害者等包括支援に準用されるものであることから、第三の3の（1）</p>

改正後	現行
<p>第三の3の(1)から(11)まで((3)の②を除く。)、(13)、(17)、(18)、(22)の2及び(25)から(32)まで並びに第四の3の(15)を参照されたい。</p> <p>第八 自立訓練(機能訓練)</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員(基準第156条第1項第1号)</p> <p>これらの従業者については、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、その員数の総数が、常勤換算方法により、利用者の数を6で除した数以上配置しなければならない。看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員については、それぞれについて、最低1人以上配置することが必要である。</p> <p>また、これらの従業者のうち、看護職員及び生活支援員については、それぞれ1人以上が常勤でなければならない。</p>	<p>から(11)まで((3)の②を除く。)、(13)、(17)、(18)、(22)の2及び(25)から(32)まで並びに第四の3の(15)を参照されたい。</p> <p>第八 自立訓練(機能訓練)</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員(基準第156条第1項第1号)</p> <p>これらの従業者については、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、その員数の総数が、常勤換算方法により、利用者の数を6で除した数以上配置しなければならない。看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員については、それぞれについて、最低1人以上配置することが必要である。</p> <p>また、これらの従業者のうち、看護職員及び生活支援員については、それぞれ1人以上が常勤でなければならない。</p> <p>(2) サービス管理責任者(基準第156条第1項第2号)</p> <p>指定療養介護及び指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第四の1の(4)及び第五の1の(4)を参照されたい。</p> <p>(3) 訪問による自立訓練(機能訓練)を行う場合(基準第156条第2項)</p> <p>指定自立訓練(機能訓練)は、指定自立訓練(機能訓練)事業所にお</p>